

巻末資料2-1 噴火警戒レベルに応じた避難範囲と避難対象

レベル	範囲	対象施設及び道路	防災対応
1	～ 500m	火口～500m 軽井沢町・小諸市【登山道】各登山道火口付近	火口付近立入禁止 小諸市【登山道】火口から500m以内立入禁止（前掛山山頂まで登山可能） 軽井沢町【登山道】峰の茶屋コース、火口から小浅間山の間は立入禁止（登山口から小浅間山まで登山可能） 石尊山コース、火口から石尊山の間は立入禁止（登山口から石尊山まで登山可能）
2	～ 2km	火口～2km 小諸市【登山道】黒斑コース及び火山館コースのうち、賽の河原から前掛山に至る登山道（仙人岳からJバンドを経て賽の河原に至る登山道及び湯の平口から賽の河原に至る登山道は除く） 軽井沢町【登山道】峰の茶屋コース（火口周辺）	山頂付近立入禁止 小諸市【登山道】火口から2km以内立入禁止（賽の河原まで登山可能） 軽井沢町【登山道】レベル1と同様
3	～ 4km	火口～4km 嬬恋村【施設】しゃくなげ園 【道路】林道群馬坂線・林道群馬坂西線 【登山道】車坂峠裏コース、三尾根道 軽井沢町【登山道】小浅間山コース、石尊山コース 小諸市【施設】火山館 【登山道】黒斑コース、火山館コース 長野原町【施設】浅間園浅間火山博物館 【登山道】スカイロックトレイル	登山禁止（噴石の影響範囲が4km以内と判断された場合） 嬬恋村【施設】速やかな待避（退避）、一時休園 【道路】林道群馬坂線・林道群馬坂西線：規制看板、バリケードの設置 【登山道】立入禁止 軽井沢町【登山道】火口から4km以内立入禁止（小浅間山及び石尊山の登山禁止） 小諸市【施設】火山館休館 【登山道】火口から4km以内立入禁止 長野原町【施設】一時休園 【登山道】立入禁止
	4km超	火口～4km超 嬬恋村【居住区】湯本地区、溶岩樹型周辺地区 【施設】鬼押し出し園、六里ヶ原休憩所、ブルーベリー園 【道路】浅間白根火山ルート、国道146号、村道鳥居峠車坂線、 【登山道】車坂峠裏コース、三尾根道 長野原町【道路】国道146号、町道浅間線 【登山道】スカイロックトレイル 軽井沢町【居住区】峰の茶屋 【施設】峰の茶屋レストラン 【道路】浅間白根火山ルート、白糸ハイランドウェイ、国道146号 【登山道】小浅間山コース、石尊山コース 小諸市【居住区+施設】浅間山荘、高峰高原ホテル、高峰高原ビジターセンター、アサマ2000パークスキー場、高峰マウンテンホテル、高峰温泉 【施設】火山館 【道路】チェリーパークライン、浅間山荘線 【登山道】黒斑コース、火山館コース	登山禁止（状況によって防災対応の範囲を拡大した場合） 嬬恋村【居住区】広報車による注意喚起、自主避難者に対する避難所の開設 【施設】宿泊施設：注意喚起 観光施設：注意喚起、速やかな待避（退避）、一時休園 【道路】浅間白根火山ルート：一時通行止め 国道146号：通行に関する注意広報及びパトロール（速やかな通行の促し、駐車禁止等）、規制区間の人員配置 村道鳥居峠車坂線：通行に関する注意広報及びパトロール（速やかな通行の促し、駐車禁止等）、規制区間の人員配置 【登山道】立入禁止 長野原町【道路】国道146号：通行に関する注意広報及びパトロール（速やかな通行の促し、駐車禁止等）、規制区間の人員配置 町道浅間線：通行に関する注意広報及びパトロール（速やかな通行の促し、駐車禁止等）、規制区間の人員配置 【登山道】立入禁止 軽井沢町【居住区】注意喚起 【施設】注意喚起 【道路】浅間白根火山ルート：一時通行止め 白糸ハイランドウェイ：一時通行止め 国道146号：通行に関する注意喚起、（速やかな通行の促し、駐車禁止等）、電光掲示板等による広報規制区間の人員配置、広報車等によるパトロール、規制に関する情報発信（ホームページ等） 【登山道】立入禁止 小諸市【居住区+施設】注意喚起（宿泊者等への情報提供） 【施設】火山館休館 【道路】通行に関する注意喚起（速やかな通行の促し、駐車禁止等）、注意喚起区間への人員配置、広報車等によるパトロール、注意喚起に関する情報提供（案内看板、ホームページ等） 【登山道】立入禁止